

「地域の環境はみんなで守りましょう」

国民的な環境への関心が高まる中で、自分たちが住む地域や農村環境の保全を目的としたさまざまな活動が各地域で展開されています。

本市においても、地域内の高齢化や都会からの転入者が増え、農地や環境問題など地域資源を守るためにまとまりが薄らいでいます。

集落内の農道は大切な生活道路です。



このような時代的背景は全国においても、地域内の共同活動への取り組みを支援する新たな事業として、本市も平成19年度から始まりました「農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み集落環境の保全と併せて共同活動を通じた地域のまとまりに一定の成果を挙げています。



集落の共同活動により集落内の河川は維持されています。

点在する空地や耕作放棄地の解消

本市としまして、本事業の更なる趣旨の拡充を図っていくため、各種団体、関係機関の方々と話し合いを持ちながら、「安心して暮らせる郷土（ふるさと）づくり」をめざし、集落内に点在する空地や耕作放棄地の解消に努めていきたいと思います。所有者や管理者の方々に「管理責任に対する意識」を理解いただき、空地に生息している雑草（※灌木を含む）等の除去について義務付ける条例の制定について、今後検討したいと考えています。

空地に雑草が範茂すれば、環境衛生上、周囲の方々に著しく迷惑を及ぼすこととなり、防火、防犯上支障を生じる恐れも考えられ、最悪の場合、甚大な災害に発展することも予想されます。

今後、不耕作地を中心とした防犯パトロールにより確認された空地、耕作放棄地などの危険箇所については、必要に応じて指導・勧告することも視野に入れ、地域環境の保全に努めてまいりたいと考えています。



本市としまして、本事業の更なる趣旨の拡充を図っていくため、各種団体、関係機関の方々と話し合いを持ちながら、「安心して暮らせる郷土（ふるさと）づくり」をめざし、集落内に点在する空地や耕作放棄地の解消に努めていきたいと思います。所有者や管理者の方々に「管理責任に対する意識」を理解いただき、空地に生息している雑草（※灌木を含む）等の除去について義務付ける条例の制定について、今後検討したいと考えています。

灌木（かんぼく）

雑木などがこんもりと群がり生えているさま。

耕作放棄地（こうさくほうきち）

所有者が県外在住の方や管理者がしないため、長年作付けがされず雑草が生い茂った状態のこと。



住宅地内に放置されたままの畠地

上記に関する問い合わせ先

農業委員会 ☎ 22-3254